

第2号様式(第10条関係)

令和2年 7月 22日

沖縄県議会議長 殿

議員名 上原 正次



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

平成令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 上原 正次

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調 査 研 究 費	18,165	自家用車燃料代
研 修 費		
広 聴 広 報 費		
要 請 陳 情 等 活 動 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費	11,380	新聞購読料、書籍購入費
事 務 所 費	97,926	事務所家賃、電気料金、水道料金
事 務 費	59,169	FAX料金、電話料金 消耗品代、カラー複合機使用料、カラー複合機リース料
人 件 費	210,000	雇用職員人件費
合 計	396,640	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 53,360 円

経費区分別支出一覧表

経費区分 調査研究費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
A. 小計				
B. (ガソリン代総額 40,570円 - 費用弁償(交通費)総額 4,240円) × 1/2				18,165
C. 支払証明書計				
充当合計(A+B+C)				18,165



(有) 糸満自校西崎パーク
西崎パークSS
沖縄県糸満市
西崎町3-221
TEL:098-995-2373 SS:65033-36565

領収書

2020年05月01日 19:12 伝票No.9935
取引通番 5568

上 様
530-36565-0000-0009 * 65033
現金 車番

0120-00 2455
レギュラーガソリン 外P04 ¥5909
数量 52.76L
単価 @112

小計 ¥5909
消費税 (対象 ¥5909) ¥591

合計 ¥6,500

釣銭 1万:3500 7千:500
4:0000000-0:0000000

係員: 01
処理日付: 2020/05/01 2455-2455
100取引
領収書にかえさせていただきます。



(有) 糸満自校西崎パーク
西崎パークSS
沖縄県糸満市
西崎町3-221
TEL:098-995-2373 SS:65033-36565

領収書

2020年04月21日 08:53 伝票No.8193
取引通番 9057

上 様
530-36565-0000-0009 * 65033
現金 車番

0120-00 0592
レギュラーガソリン 外P04 ¥6122
数量 53.70L
単価 @114

小計 ¥6122
消費税 (対象 ¥6122) ¥612

合計 ¥6,734

釣銭 1万:3266 7千:266
4:0000000-0:0000000

係員: 01
処理日付: 2020/04/21 0592-0592
100取引
領収書にかえさせていただきます。



(有) 糸満自校西崎パーク
西崎パークSS
沖縄県糸満市
西崎町3-221
TEL:098-995-2373 SS:65033-36565

領収書

2020年04月02日 15:23 伝票No.4647
取引通番 5926

上 様
530-36565-0000-0009 * 65033
現金 車番

0120-00 6685
レギュラーガソリン 外P04 ¥5636
数量 47.36L
単価 @119

小計 ¥5636
消費税 (対象 ¥5636) ¥564

合計 ¥6,200

釣銭 1万:3800 7千:800
4:0000000-0:0000000

係員: 01
処理日付: 2020/04/02 6685-6685
100取引
領収書にかえさせていただきます。



(有) 糸満自校西崎パーク
西崎パークSS
沖縄県糸満市
西崎町3-221
TEL:098-995-2373 SS:65033-36565

領収書

2020年05月26日 12:34 伝票No.3618
取引通番 8827

上 様
530-36565-0000-0009 * 65033
現金 車番

0120-00 6387
レギュラーガソリン 外P13 ¥5636
数量 51.71L
単価 @109

小計 ¥5636
消費税 (対象 ¥5636) ¥564

合計 ¥6,200

釣銭 1万:3800 7千:800
4:0000000-0:0000000

係員: 02
処理日付: 2020/05/26 6387-6387
100取引
領収書にかえさせていただきます。



(有) 糸満自校西崎パーク
西崎パークSS
沖縄県糸満市
西崎町3-221
TEL:098-995-2373 SS:65033-36565

領収書

2020年05月13日 14:12 伝票No.1382
取引通番 6840

上 様
530-36565-0000-0009 * 65033
現金 車番

0120-00 4033
レギュラーガソリン 外P10 ¥5091
数量 46.71L
単価 @109

小計 ¥5091
消費税 (対象 ¥5091) ¥509

合計 ¥5,600

釣銭 1万:4400 6千:400
4:0000000-0:0000000

係員: 02
処理日付: 2020/05/13 4033-4033
100取引
領収書にかえさせていただきます。

731,234



納品書 (領収書)

Enejet

☆☆ コーピング 予約受付中 ☆☆

2020年05月29日 19:31 レシートNo 7
 メンバー 様
 4-47043-000047 0994 *
 売上: 現金会員

レギュラー 020000 * 3-1
 17.55 L @104.0 ¥1818
 消費税等 ¥182

合計 ¥2,000
 4716 釣銭 1万:8000 5千:3000 2千: 0

丸博産業株式会社 西崎給油所
 糸満市西崎2丁目24番1号
 TEL:098-994-1831 SS:47043
 担当: [REDACTED] 01 00029

領収書

(株)山城石油
 サンセール照屋SS
 糸満市照屋1192
 TEL:098-995-1388
 2020/06/07(日)17:14
 現金フリー 様
 1-05476-00014 25007 0000
 売上 現金引 手
 レギュラー
 002080 ¥909
 7.97L @114.0 L-2 N-6
 外税消費税10% ¥91

 小計 ¥1,000
 合計 ¥1,000
 (10%対象 ¥1,000)
 お預かり ¥1000 お釣 ¥0
 上記にて領収書とさせていただきます
 No.8247 担当:0099
 POS番号01
 2020/06/07



(有)糸満自校西崎パーク
 西崎パークSS
 沖縄県糸満市
 西崎町3-221
 TEL:098-995-2373 SS:65033-36565

領収書

2020年06月15日 16:33 伝票No.7921
 取引通番 7681

上 様
 530-36565-0000-0009 * 65033
 現金 車番 [REDACTED]

0120-00 1160
 レギュラーガソリン 外P01 ¥5760
 数量 51.43L
 単価 @112

小計 ¥5760
 消費税 (対象 ¥5760) ¥576

合計 ¥6,336

釣銭 1万:3664 7千:664
 4:0000000-0:0000000

係員: [REDACTED] 01
 処理日付: 2020/06/15 1160-1160
 100取引
 領収書にかえさせていただきます。

49,336

経費区分（調査研究費）

上原 正次 議員
令和2年度出会旅費の支給状況

単位：円

	令和2年 4月分	令和2年 5月分	令和2年 6月分	令和2年 7月分	令和2年 8月分	令和2年 9月分	令和2年 10月分	令和2年 11月分	令和2年 12月分	令和3年 1月分	令和3年 2月分	令和3年 3月分	令和2年 度合計
計	¥1,060	¥3,180	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	¥4,240
交通費	¥1,060	¥3,180											¥4,240
宿泊費	¥0	¥0											¥0

44,240

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
4/9	書籍代「シン・ニホンAI×データ時代における日本の再生と人材育成」1冊	2,640	全額	2,640
5/14	琉球新報購読料(4月分)	3,075	1/2	1,537
6/12	琉球新報購読料(5月分)5/1～5/28まで	2,777	1/2	1,388
7/21	琉球新報購読料(6月分)6/8～6/24まで	1,742	1/2	871
4/24	しんぶん赤旗購読料(4月分)	930	1/2	465
5/22	しんぶん赤旗購読料(5月分)5/1～5/28まで	840	1/2	420
7/13	しんぶん赤旗購読料(6月分)6/8～6/24まで	527	1/2	263
5/10	沖縄タイムス購読料(4月分)	3,075	1/2	1,537
6/23	沖縄タイムス購読料(5月分)5/1～5/28まで	2,777	1/2	1,388
7/21	沖縄タイムス購読料(6月分)6/8～6/24まで	1,742	1/2	871
資料購入費 充当合計				11,380



宮脇書店 糸満店
電話 098-840-9380
〒901-0364 沖縄県糸満市潮崎2-
2 サンエー潮崎シティ

2020/04/09(木) 14:32
No. 01-L001171539 扱

016:4-910063-04-8
シン・ニホン AI×データ時
@2640 1点 ¥2,640

合計商品点数	3点
合計	¥3,520
(消費税額)	¥320
課税対象額	¥3,200
税額 10.00%	¥320
お預り	¥10,000
お釣り	¥6,480

タイトル「シン・ニホン AI×データ時代に
おける日本の再生と人材育成」

議会活動、議会質問に活用の為、
全額充当。

7 2,640

2020年4月分
西崎2丁目17-20
パークサイド4-A
上原正次

領収証

000056
005-032-3-9-010749

様

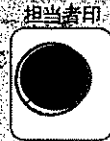
銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075

琉球新報

*軽減税率対象

販売店 糸満二・西崎中央
TEL 098-994-5661
住所 西崎2丁目36-5 タイタンビル1F
店主 上原芳史

読者ID 394202



印刷日 2020/04/08

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

4月充当額 7,1537

2020年5月分
西崎2丁目17-20
パークサイド4-A
上原正次

領収証

000057
005-032-3-9-010749

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)*	1	3,075	3,075

琉球新報

*軽減税率対象

販売店 糸満二・西崎中央
TEL 098-994-5661
住所 西崎2丁目36-5 タイタンビル1F
店主 上原芳史

読者ID 394202



印刷日 2020/05/15

自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。

5月充当額 1,388

5/1 ~ 5/28 (3,075 × 28/31 = 2,777)

政務活動事務所と後援会事務所を兼用している為 1/2 充当。

7,2925

2020年6月分
西崎2丁目17-20
パークサイド4-A
上原正次

領収証

000057
005-032-3-9-010749

様

銘柄	部数	金額	合計
琉球新報(税込8%)※	1	3,075	3,075
<p>琉球新報</p>			消費税額込
			上記金額を領収しました。 R2年 月 日 読者ID金 394202
※軽減税率対象			
販売店	糸満二・西崎中央		
TEL	098-994-5661		
住所	西崎2丁目36-5 タイタンビル1F		
店主	上原芳史		
			印刷日 2020/06/11
自振・クレジット払いでTポイント500ポイント進呈 毎度ご愛読ありがとうございます。			

6月充当額 4,871

琉球新報 購読料 (6月分)

$$\left(\begin{array}{l} 6/8 \sim 6/24 \\ 3,075 \times 17 / 30 = 1,742 \end{array} \right)$$

政務活動事務所と後援会事務所を
兼用している為、1/2充当。

4,871

上原 正次		様	
新聞・雑誌名	部数	金額	
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930	

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

930 円

2020 年 4 月分
上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党南部地区委員会
址 (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10
領収日 4/24 扱者

4月充当額
¥ 465

上原 正次		様	
新聞・雑誌名	部数	金額	
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930	

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

930 円

2020 年 5 月分
上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党南部地区委員会
址 (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10
領収日 5/22 扱者

5月充当額
¥ 420

5/1 ~ 5/28
(930 × 28/31)
= 840

上原 正次		様	
新聞・雑誌名	部数	金額	
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930	

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

930 円

2020 年 6 月分
上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党南部地区委員会
址 (098) 894-6350
〒901-0205
豊見城市根差部433-10
領収日 7/13 扱者

6月充当額
¥ 263

6/8 ~ 6/24
(930 × 17/30)
= 527

しんぶん赤旗 購読料 (4月~6月分)

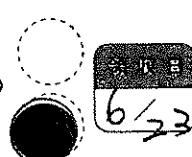
政務活動事務所と後援会事務所を兼用しているため、1/2充当。

¥ 1,148

お問い合わせ番号: 0344-00644929
 領収書 No: 24811482
2020年 5月分 領収書
上原まさじ 政務活動事務所 様

御購読 ありがとうございます。	合計	3,075円 (内消費税 227円)
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

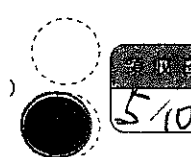
※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。
沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T)
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ



お問い合わせ番号: 0344-00644929
 領収書 No: 24653568
2020年 4月分 領収書
上原まさじ 政務活動事務所 様

御購読 ありがとうございます。	合計	3,075円 (内消費税 227円)
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。
沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T)
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ




4月充当額 ¥ 1,537
 5月充当額 ¥ 1,387
 (5/1 ~ 5/28
 $3,075 \times 28/31 = 2,777$)
 6月充当額 ¥ 871
 (6/8 ~ 6/24
 $3,075 \times 17/30 = 1,742$)

お問い合わせ番号: 0344-00644929
 領収書 No: 24983570
2020年 6月分 領収書
上原まさじ 政務活動事務所 様

御購読 ありがとうございます。	合計	3,075円 (内消費税 227円)
品名	部数	金額
沖縄タイムス本紙 ※	1	3,075

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を、領収致しました。
沖縄タイムス
 販売店 西崎西
 (事業者番号 T)
 TEL 994-8414
 店主 比嘉 まゆみ



沖縄タイムス 購読料 (4月~6月分)

政務活動事務所と後援会事務所を
 兼用している為、1/2 充当。

¥ 3,795

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
4/2	事務所家賃(4月分)	60,000	1/2	30,000
4/28	事務所家賃(5月分)5/1~5/28まで	54,193	1/2	27,096
5/26	事務所家賃(6月分)6/8~6/24まで	34,000	1/2	17,000
4/23	電気料金(4月分)4/1~4/16まで	6,272	1/2	3,136
7/18	電気料金(5月分)	17,744	1/2	8,872
6/18	電気料金(6月分)5/29~6/7を除いた期間のみ	18,745	1/2	9,372
7/20	電気料金(6月分)6/17~6/24まで	3,626	1/2	1,813
5/25	水道料金(4月分)4/1~4/12まで	1,274	1/2	637
事務所費 充当合計				97,926

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
020402	607080013		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手続料 (振込手数料)	お取引金額	
お振込		¥60,220	
お取引時刻	お取引後残高		
10:43	おつり ¥780		
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサシ様 振込日 02-04-02 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥220 0402017			
		印紙税申告納付につき那覇税務署承認済	

琉球銀行

4月分充当額 ¥30,000

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
020428	607080031		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手続料 (振込手数料)	お取引金額	
お振込		¥60,220	
お取引時刻	お取引後残高		
10:15	おつり ¥780		
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサシ様 振込日 02-04-28 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥220 0428018			
		印紙税申告納付につき那覇税務署承認済	

琉球銀行

5月分充当額 ¥27,096

(5/1 ~ 5/28
60,000 × 28/31 = 54,193)

事務所家賃代
(4月 ~ 6月分)

政務活動事務所と、
後援会事務所を兼用
している為、1/2充当割合。

ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます

ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切にお持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。

年 月 日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
020526	607070208		
店舗番号	口座番号		
09	現金扱		
お取引内容	ご利用手続料 (振込手数料)	お取引金額	
お振込		¥60,220	
お取引時刻	お取引後残高		
13:31	おつり ¥0		
琉球銀行			
[Redacted]			
受取人 ユ.アイホーム様 依頼人 ウエハラ マサシ様 振込日 02-05-26 振込金額 ¥60,000 振込手数料 ¥220 0526067			
		印紙税申告納付につき那覇税務署承認済	

琉球銀行

6月分充当額 ¥17,000

(6/8 ~ 6/24
60,000 × 17/30 = 34,000)

¥ 74,096

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様
メゾンひとし 102

電気番号	店所 作業区	ご契約種別
画番号 家番号 枝 CD	203 1091	2000
20356 10 1 8		従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量 計	393 kWh	令和 2年 4月分	ご利用期間 3月18日~ 4月18日
			お支払期日 5月18日
			※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日 4月17日	翌月検針日 5月19日	ご参考使用量 (kWh)
今回指示数 8990.7	前回(取付)指示数 8598.2	前月 274
		前年同月 277

ご請求金額 (再エネ賦課金)	11,760 円
(再掲 1,159 円)	

燃料費調整単価	再エネ賦課金単価
当月分 翌月分	当月分 翌月分
0kWh~10kWh - 7円26銭 - 6円95銭	+29円50銭 +29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき) - 0円73銭 - 0円70銭	+ 2円95銭 + 2円98銭

沖縄電力株式会社
お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-701 那覇支店
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様
電気番号 20356- 10-1-8
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 4月分

領収金額	11,760 円
料金	10,601 円
再エネ賦課金	1,159 円

【再掲】
消費税等相当額 1,069 円
燃料費調整額 -286.85 円

ご使用量 393 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A=依頼人控)

支払期日	5月18日	日 附 印
金融機関取扱期限日	5月28日	0.4.23
コンビニ等取扱期限日	6月7日	

沖縄電力株式会社 那覇支店
収入印紙貼付欄

4月分充当額 ¥ 3,136 (4/1~4/16)
11,760 × 16 / 30 = 6,272

振込票 (コンビニエンスストア・MMK端末設置店専用)
(BILL accepted at convenience stores)

※コンビニ等取扱期限日 (Last Date at Convenience stores) 2年 7月 27日
(Yr) (Mo) (D)

(注)上記期限日まではコンビニエンスストア等でのお支払いが可能です。

上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次 様

R 2年 5月分 (Month of Issue)

振込 金額	17,744 円	消費税率 1,613 円
電気番号 (Customer Number)	20356- 10-1-8	店所 作業区 203 1091
ご契約名義	上原正次政治活動事務所 (代)上原 正次	
専用連絡先	沖縄電力株式会社 那覇支店 (コールセンター) 0570-036-300	



[電気料金振込受領証] (PHS・IP電話 098-993-7777)
上記お振込金額を受領いたしました。
被振込人 沖縄電力株式会社

お客様専用

(4/17~5/18) 5月分充当額 ¥ 8,872

事務所電気料金 (4月~5月分)
政務活動と後援会活動を兼用している為、1/2充当割合とする。
¥ 12,008

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様
 メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	911 kWh	令和 2年 6月分
------	---	---------	-----------

ご利用期間 5月19日～ 6月18日
 お支払期日 7月17日
 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日
6月17日	7月17日	6月17日	7月17日	6月17日	7月17日	6月17日	7月17日
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
10476.5	9585.7	1	911	Z598093		575	327

ご請求金額	28,611 円
(再エネ賦課金)	(再掲 2,714 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 8円52銭	- 14円52銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円85銭	- 1円45銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-701 那覇支店
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様
 電気番号 20356- 10-1-8
 ご契約種別 従量電灯
 令和 2年 6月分

領収金額	28,611 円
料金	25,897 円
再エネ賦課金	2,714 円

[再掲]
 消費税等相当額 2,601 円
 燃料費調整額 -774.37 円

ご使用量 911 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月17日	日 附 印
金融機関	7月27日	72114
取替期日	7月27日	20.6.18
コンビニ等	8月6日	西崎運動公園前
取替期日	8月6日	ファミリア

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

5/29～6/19 控除。(28,611 × 19/29 = 18,745) 6月充当額 7,927

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。
 上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様
 メゾンひとし 102

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
20356	10	1	8	203	1091	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0002-0356-0001-0180-0000

ご使用量	計	459 kWh	令和 2年 7月分
------	---	---------	-----------

ご利用期間 6月17日～ 7月18日
 お支払期日 8月17日
 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります

今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日	今月検針日	翌月検針日
7月17日	8月20日	7月17日	8月20日	7月17日	8月20日	7月17日	8月20日
今回指示数	前回(取付)指示数	乗率	使用量	計器番号	取替前使用量	前月	前年同月
10935.4	10476.5	1	459	Z598093		911	287

ご請求金額	13,601 円
(再エネ賦課金)	(再掲 1,367 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 14円52銭	- 22円73銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 1円45銭	- 2円28銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
 停電・緊急 0120-586-701 那覇支店
 引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

上原正次政治活動事務所 代上原 正次 様
 電気番号 20356- 10-1-8
 ご契約種別 従量電灯
 令和 2年 7月分

領収金額	13,601 円
料金	12,234 円
再エネ賦課金	1,367 円

[再掲]
 消費税等相当額 1,236 円
 燃料費調整額 -665.57 円

ご使用量 459 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月17日	日 附 印
金融機関	8月27日	72114
取替期日	8月27日	20.7.20
コンビニ等	9月6日	西崎運動公園前
取替期日	9月6日	ファミリア

沖縄電力株式会社 那覇支店 収入印紙貼付欄

6/17～6/24 (13,601 × 8/30 = 3,626) 6月充当額 7,183

電気料金 (6月分)
 政務活動事務所と後援会事務所を
 兼用しているため、1/2 充当。

¥ 11,185

経費区分 (事務所費)

上・下水道料金督促状兼領収証
(お客様控) 令和 2年 5月22日発行

水栓番号 10-060-02
納付期限 令和 2年 6月 1日
〒 901-0305
西崎町3丁目157番地

メゾンひとし102号
上原 正次(102) 様

設置場所 西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号

使用期間 令和 2年 3月12日 から
令和 2年 4月12日 まで

用途 営業用 整理番号 063101
調定月 令和 2年 4月分

使用水量 4 m³
上水道料金 2,191 円
下水道料金 996 円
督促手数料 100 円
合計金額 3,287 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

糸 満 市 長
糸満市水道部
TEL 098-995-2456 FAX 098-994-2988
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
上記のとおり領収しました。

*この領収証は後日の
紛争をさけるため5年
間保存してください。

*料金を訂正したもの
領収日付印のない
ものは無効です。
収入印紙は貼付システム



収入印紙不要

4月分充当額 ￥ 637

(4/1 ~ 4/12
3.187 × 12/30 = 1.274
↳ 督促手数料を引いた額)

水道料金 (4月)

政務活動事務所と後援会事務所を兼用している
ため、1/2 充当。

7 637

事務所概要申告票

議員名 上原 正次

1. 物件の所在

住所	糸満市西崎町3丁目157番地 メゾンひとし102号	
電話番号	098-995-3512	

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [有限会社 アイ・ホーム] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

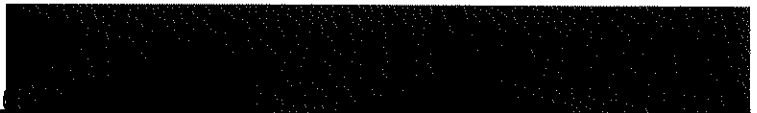
上原正次



貸借人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 上原 正次

1. 事務所の状況

住所	糸満市西崎町3-157 メゾンひとし102号
----	------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動と後援会活動を兼用しており、各活動の割合が明確に区別できない為、1/2充当割合とする。

(関係経費)

家賃(月額)	60,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	30,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

上原 正次



建物賃貸借契約書

店舗事務所倉庫用

事務所費

平成 29 年 6 月 26 日

物件名 マンション 102 号室

賃借人 ウエハラ マサジ
上原 正次 様

所在地	沖縄県糸満市西崎町3丁目157		
物件	(名称) マンション	1 階	102 号室
種類	店舗・事務所・その他()	使用目的(業種)	選挙事務所
構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造/陸屋根・その他()		3 階建
面積	建物面積 39.7 m ²	敷地面積	m ²
契約期間	平成 29 年 6 月 26 日より平成 31 年 6 月 25 日までの 2 年間 ※ただし、第2条により更新することができる。		
賃料等	賃料(月額) 60,000 円	※駐車料(月額)	ナシ 円
	共益費(月額) 0 円	礼金(1ヵ月分)	(引継ぎ)60000 円
	消費税(月額) 込み 円	敷金(1ヵ月分)	(引継ぎ)60000 円
		保険料	本人加入 円
	合計(月額) 60,000 円	鍵交換(有・無)	円
支払期日	上記の賃料等は、毎月 27 日までに翌月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。		
支払方法	1 銀行振込	2 自動引落し	3 甲へ持参
振込先	銀行名 沖縄 銀行	支店名	預金口座番号 (有)アイ・ホーム
受取人住所	電話		

<緊急連絡先>

氏名	住所	TEL	借主との関係

[特記事項]

店舗事務所用建物賃貸借契約書

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記に記載するとおりとする。

2 甲又は乙が相手方に対して別段の意思表示をしないときは、同一条件でもってさらに1年間契約が更新されるものとし、以後も同様とする。

(使用目的)

第3条 乙は、本物件を標記の目的(業種)にのみ使用する。

(賃料及び共益費)

第4条 乙は、標記の記載に従い、賃料、共益費を支払わなければならない。

2 1か月に満たない期間の賃料、共益費等は、その月の日数に応じて日割計算した額とする。

3 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料、共益費を改定することができる。

- (1) 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合。
- (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合。
- (3) 近隣同種の建物の賃料と比較して賃料が不当となった場合。

(公租公課)

第5条 本物件に関する公租公課は甲の負担とする。

(駐車場)

第6条 乙は、駐車場を使用する場合、標記の料金を支払ひ、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

2 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

3 違法駐車については、乙にて対処するものとする。

(諸費用の負担)

第7条 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担する。

- (1) 電気料金、ガス料金、上下水道料金、電話料金及び汚物処理費の費用。

(税金・礼金)

第8条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

3 契約日より2年未満に本物件を解約する場合は、敷金は返還しないものとし、原状回復にかかる費用(清掃代、その他の破損修繕費用)については、乙の負担とする。

契約日より2年以上で本契約を解約する場合は、原状回復にかかる費用(清掃代、その他の破損修繕費用)

を、敷金より差し引き、残額を返還する。

4 前項の差し引きの場合には、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならぬ。

5 敷金額から乙が負担すべき修繕費用、未納賃金、延滞損害金、損害賠償金その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じるときは、乙はこの不足額を直ちに甲に精付しなければならない。

6 賃料が滞り続いた場合、乙は敷金を精算しなければならない。精算する敷金は、新賃料額を基準に、本契約の標記に記載する月数分相当額とする。

7 礼金は入居期間に係わらず返金しないものとする。

(借主の善管義務)

第9条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用しなければならない。

2 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、業者その他の関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(侵害事項)

第10条 乙は、次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(1) 本物件の全部又は一部につき、賃貸借の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。

(2) 本物件に基づき一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。

(3) 建物を第3条の使用目的以外に使用するとき。

(4) 本物件の増築、改築、改造若しくは破壊若しくは本物件の敷地内における工作物の取壊を行おうとするとき。

(5) 連帯保証人を変更しようとするとき。

(6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。

(7) 本物件内に居住し、又は人を居住させること。

(8) 犬猫等の動物の他、猛獣、毒蛇等の明らか近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。

(9) 本物件出入口の鍵を交えるとき。

(10) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

(禁止事項)

第11条 乙は、本物件の使用に当たり、次に列示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

(1) 煙草、刀剣類又は爆竹類、発火性を有する危険な物品等を燃焼又は保管すること。

(2) 配水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。

(届出事項)

第12条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を、甲に届出なければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申込日から1か月分の賃料等相当額を支払うことに、かつ、即時に本契約を解約することができる。

(契約の解除)

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法的手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破壊したものでないものと認められるときは、この限りではない。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2か月分以上遅滞して滞納したとき。
- (2) 乙が賃料、共益費等の支払いをしつば遅延し、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。
- (3) 本契約の各条項に違反したとき。
- (4) 梁埃及び室内生活の秩序・平等等を阻害する行為を反復したとき。
- (5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破壊させたとき。
- (6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
- (7) 第12条第1号の届出義務を怠り、1か月以上の長期にわたり所在不明となつたとき。

(暴力団等の排除)

第17条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明渡さなければならぬ。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施設交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- (2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。
- (3) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
- (4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
- (5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物破損、監禁、凶器準備、賭博、死傷、児童、少女、児童、少女、児童、少女等の犯罪を行ったとき。
- (6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等が不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第18条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、賃料等を継続することができなくなった場合は、本契約は、当然消滅し、甲は乙に対し敷金の全額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第19条 第16条第7号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に

- (1) 引越先が、本物件を使用しなくなるとき、又は無理に使用しないとき。
- (2) 乙の、住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。
- (3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。
- (4) 建物及び設備が破壊又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第19条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はその恐れのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕するものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

- 2 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は修繕するものとする。
- 3 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕を遅滞したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。
- 4 第1項の損害により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。但し、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限度の範囲内に於いて修繕するものとする。
- 5 乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の遺作、設備に関する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内部造作修繕工事)

第14条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合は、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならぬ。

- 2 前項の内部造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。
- 3 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに關し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。
- 4 乙が甲の承諾を得て施した器具、その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承知し直ちに当該物件の撤去をなし、原状回復の義務を負うものとする。但し、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。
- 5 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為らに生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

(解約予告)

第15条 甲又は乙は、本契約の変更を拒絶し、又は解約しようとする場合、次の各号に従って、相手方に書面をもって通知しなければならない。

- (1) 甲においては、更新拒絶するについて正当事由があり、かつ、本契約終了日前6か月以上の猶予期間をおくこと。
- (2) 乙においては、退去日（建物の明渡し日）前1か月以上の猶予期間をおくこと。

賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しななければならぬ。
3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補償し、補償できない部分については別途請求できる。

(延滞損害金)

第24条 乙は、本契約から生じる金銭債務(家賃、共益費等)の支払を遅滞したときは、乙は甲に対し年利14.4%の割合による延滞損害金及び遅延した月数に於いて1か月当たり3千円の請求手数料を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第25条 連帯保証人は、乙と連帯して、法定更新、合意更新、合意更新にもかかわらず本契約が存在する限り、本契約から生じる乙の一切の債務を負担するものとする。

2 乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でない甲が認められたときは、乙は甲の請求に応じ、直ちに甲が承諾する者で連帯保証人を変更しななければならない。

3 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して通知を行わなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第26条 乙は、連帯保証人に対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てない限り、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

- (1) 乙が賃料等の支払を2か月以上滞り、甲が催促を行うもその支払をしない場合、
- (2) 乙が甲の届出をせずして住所不明のまま60日以上経過したとき、
- (3) 乙が死亡又は破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき、

2 乙は、本契約が存在する限り、前項の委任を解約できない。

(債の交換)

第27条 甲は、乙が防犯等正当な理由で債の交換を希望するときは、債の交換を行わなければならない。

この場合、債の交換費用は、乙の実負担とする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第29条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について協議が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に依り、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約条項)

※敷金60,000円及び礼金60,000円に關して前契約より継続するものとする。

※加入業者()の滞損、破損及び毀損物については責任が及ぶまで引き継ぐものとし、破損回復にかかる費用は乙の負担とする。

通知のうえ、本()で設置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるとする。その後、1か月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものととし、甲において処分し債務に充当しても乙は意図のないものとする。なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状回復)

第20条 乙は、本契約が終了したときは、直ちに本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙が本物件及び什器設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しななければならない。

2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しななければならない。

3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

- (1) 乙及び使用人すべての退去、
- (2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出、
- (3) 第21条に規定する賠償用精算の完了及び債の返還、

4 乙が退去予定日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

- (1) 退去予定日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金、
- (2) 明渡し滞りにより損害を受けた者に対する損害金、

5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。(賠償用の精算)

第21条 乙は本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならぬ。

2 乙は、第8条第1項に定める敷金の返還を受けるにあたって、前項に掲げる費用の領收書の写しを事前に甲に提出しななければならない。

(立入り)

第22条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することができない。

3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者はあらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

4 甲は、火災、地震、湧水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在中に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しななければならない。

(損害保険の加入)

第23条 甲は、本物件の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を保障金額とする火災保険に加入しななければならない。

2 乙は、火災、湧水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故が発生させた場合のために

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し当事者記名押印の上、甲乙各一通を保有する。

平成25年6月26日

甲(貸主) 住所 氏名

乙(借主) 住所 氏名

勤務先 社名 所在地

連帯保証人 住所 氏名

勤務先 社名 所在地

連帯保証人 住所 氏名

勤務先 社名 所在地

紹介業者 沖縄県知事 第3720号
 沖縄県糸満市西崎2-17-13
 有限会社 アイ・ホーム
 代表取締役 喜納 弘治
 TEL: 098-994-6988 FAX: 098-994-6989
 取引主任者 喜納 弘治
 取引主任者 氏名

解約予告(明渡し予告)

解約予告は少なくとも1か月前にお願ひします。
 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の借借人を募集致します。
 その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、貸借しようとする者又は借受人を本物件へ案内する
 いうこともあるかと存じます。その期は何とぞご協力願ひ申上げます。

退去時(引越しにともなう建物明渡し)

お預しております「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の
 買収証」を持参された後に開始いたします。
 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、本物件内に搬入した什器・備品・物品等をすべて
 搬出するともに、建物内外のゴミの後片付け等をきちんとすませて下さい。
 以上が行われていない場合は、物品等の搬去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」
 が開始されないということにもなりますのでご注意ください。

借主(建物使用者)の方へ

本契約書に記載されており、借主としての義務と責任は大きなものです。
 契約については、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。
 なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項(11条)、禁止事項(12条)、届出事項
 (18条)等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれ
 を履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、
 契約に基づく全ての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った
 (更新の場合を含む)行為についても、連帯責任があります。

注意事項

● 鍵の受渡し合計 本
 ● ゴミは指定日にお出し下さい。(自治体が回収しない場合は業者依頼して下さい)
 燃やせるゴミ 毎週 曜日 資源物 毎週 曜日
 燃やせないゴミ 毎週 曜日
 ● 電気、水道、ガス等に関するお問い合わせ(引越時の精算等)は下記へ。
 電気・・・沖縄電力 TEL. 0120-58-8890
 水道・・・糸満水道局 TEL. 098-995-0026
 ガス・・・ TEL.

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分


ご請求先氏名
上原 正次 様

お客様番号
4910-0948-90009

2020年 6月ご請求分
金額(円) ¥973-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

 収入印 金融機関・CVS用 → お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

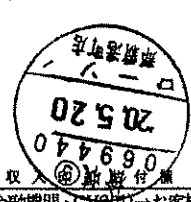
ご請求先氏名
上原 正次 様

お客様番号
4910-0948-90009

2020年 5月ご請求分
金額(円) ¥3,093-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

 収入印 金融機関・CVS用 → お客様

6月充当額 ¥ 486

(4/21 ~ 4/30)

5月充当額 ¥ 1,031

(4/1 ~ 4/20)
 $3,093 \times 20/30 = 2,062$

FAX 料金 (5月、6月分)

政務活動事務所と後援会事務所を兼用
している為、1/2充当。

* 別紙を参照。

¥ 1,517



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	098-995-3514	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4910-0948-90009)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆098-995-3514				
◇NTT西日本ご利用分				
	3,093	2,750	回線使用料(基本料)(事務用)	3月21日~4月20日 合算
		60	屋内配線使用料	3月21日~4月20日 合算
		2	ユニバーサルサービス料	1番号分のご請求となります。 合算
		281	消費税等相当額(合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計	3,093	3,093	合計	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
 ※フレッツ・ひかり電話:0120-116116へ(無料) / 故障:0120-248995へ(無料)
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021211001 06342 06115 00 N

FAX 料金 (5月分)

4/1 ~ 4/20

$$3,093 \times 20 / 30 = 2,062$$

7 2,062



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	098-995-3514	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 6月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4910-0948-90009)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆098-995-3514			
◇NTT西日本ご利用分			
973	825	回線使用料 (基本料) (事務用) [日割] 4月21日~ 4月29日	合 算
	18	屋内配線使用料 [日割]	合 算
	42	ダイヤル通話料 4月21日~ 4月30日。なお前月分は0円でした。	合 算
	88	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇合計	973	合計	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。</p>
--	--

M30021111001 20992 20790 00 M

FAX料金 (6月分)

4/21 ~ 4/30

7 973

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
上原 正次 様


お客様番号
4910-0948-90012

2020年 6月ご請求分

金額(円)
¥2,037-

受取人
NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

保 取 日 附 印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
上原 正次 様


お客様番号
4910-0948-90012

2020年 5月ご請求分

金額(円)
¥24,195-

受取人
NTTファイナンス株式

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

保 取 日 附 印


収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

4月充当額 ¥ 518

(4/21 ~ 4/29)

4月充当額 ¥ 1,054

(4/1 ~ 4/20
 $3,163 \times 20/30 = 2,108$)

電話料金 (4月分)

政務活動事務所と後援会事務所を
兼用しているため、1/2充当。

※ 詳細は別紙を参照。

¥ 1,572



お客様電話番号等 BILLING NUMBER	098-995-3512	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4910-0948-90012)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆098-995-3512				
◇NTT西日本ご利用分				
	24,195	2,500	回線使用料(基本料)(事務用) 3月21日~4月20日	合算
		60	風内配線使用料 3月21日~4月20日	合算
		280	プッシュホン使用料 3月21日~4月20日	合算
		34	ダイヤル通話料 3月21日~4月20日。なお前月分は0円でした。	合算
		19,120	電報料 3月21日~4月20日 1通毎に消費税相当額を算出しています。	個別
		2	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合算
		2,199	消費税等相当額(合計)	
	(287)		(内訳) 消費税等相当額(合算分) 合算表示の料金合計×10%	
	(1,912)		(内訳) 消費税等相当額(個別分) 個別表示の1件毎の金額×10%	
◇合計	24,195	24,195	合計	

<p>***NTT西日本からのお知らせ***</p> <p>※i ご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)</p> <p>※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)</p> <p>※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)</p> <p>※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。</p>	<p>***ユニバーサルサービス料について***</p> <p>ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。</p>
---	--

M30021211001 06341 06114 00 M

電報料金 719.120

消費税 71.912

> 合計額 721.032

(24.195 - 21.032 = 3.163)

(3.163 × 20/30 = 2.108 (4月分電話料金))

4/1 ~ 4/20

7 2.108

XX

お客様電話番号等 BILLING NUMBER	098-995-3512	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 6月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4910-0948-80012)

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆098-995-3512			
◇NTT西日本ご利用分			
2,037	750	回線使用料(基本料)(事務用) [日割] 4月21日~ 4月29日	合算
	18	屋内配線使用料 [日割]	合算
	84	プッシュホン使用料 [日割]	合算
	1,000	工事料	個別
	185	消費税等相当額(合計)	
	(85)	(内訳) 消費税等相当額(合算分)	
	(100)	(内訳) 消費税等相当額(個別分)	
◇合計		合計	
2,037	2,037		

NTT西日本からのお知らせ

- ※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)
- ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)
- ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)
- ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用(番号単価)が公表されています。

M30021111001 20991 20789 00 M

電話料金 (4月分) 4/21 ~ 4/29
 合計金額 ¥2,037
 工事料 ¥1,000
 (2,037 - 1,000 = 1,037)
¥1,037

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払った場合は、金額の欄に「ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払った」と記載してください。

ご請求先氏名
上原 正次 様

お客様番号
4910-1202-54899

2020年 7月ご請求分

金額(円)
¥11,044-

受取人
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
出納済
2. 7. 22
琉 球 銀 行
西 崎 支 店
取 入 印 紙 貼 付 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

6月充当額 7 1,128

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払った場合は、金額の欄に「ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払った」と記載してください。

ご請求先氏名
上原 正次 様

お客様番号
4910-1202-54899

2020年 6月ご請求分

金額(円)
¥9,510-

受取人
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
72114
20. 6. 19
西 崎 運 動 公 園 前
取 入 印 紙 貼 付 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

5月充当額 7 1,798

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払った場合は、金額の欄に「ATMまたはゆうちょ銀行、郵便局で支払った」と記載してください。

ご請求先氏名
上原 正次 様

お客様番号
4910-1202-54899

2020年 5月ご請求分

金額(円)
¥41,212-

受取人
NITファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
72114
20. 5. 27
西 崎 運 動 公 園 前
取 入 印 紙 貼 付 欄
(金融機関・CVS用)→お客様

4月充当額 7 1,991

1-7-ネット料金(4月~6月分)

政務活動事務所と後援会事務所を
兼用のため、1/2 充当。

*詳細は別紙を参照。

7 4,917



お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-7974-3713	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 5月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4910-1202-54899)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-7974-3713			
◇NTT西日本ご利用分	40,321		
	4,500	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 4月 1日~ 4月30日	合 算
	880	光もつともつど前	合 算
	241	経過後、割引額は980円。 ホームゲートウェイ 使用料 4月 1日~ 4月29日 (低価格プ ラン利用分)	合 算
	3,100		
	43	ひかり電話オフィスタ입 (基本料) 4月30日~ 4月30日 電話番号	合 算
	33	11098-695-5512	
	33	ひかり電話対応機器使用料 4月30日~ 4月30日	合 算
	3	追加番号使用料 4月30日~ 4月30日	合 算
	16	ひかり電話 (通話料) 4月30日~ 4月30日	合 算
	29,600		
	3,665	消費税等相当額 (合計)	
	(395)	(内訳) 消費税等相当額 (合算分) 合算表示の料金合計×10%	
	(3,270)	(内訳) 消費税等相当額 (個別分) 個別表示の1件毎の金額×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	40,321	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	891	OCN光w.i.t.hフレッツ利用料等 NTTコミュニケーションズご利用分。	非対象
◇合計	41,212	合計	

NTT西日本からのお知らせ

- ※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)
- ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)
- ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)
- ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

インターネットサービス料について
ユニバーサルサービス料は、日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から番号またはの費用 (番号割当) が公表されています。

M20021211002 09570 09518 00

インターネット料金 (4月分)

使用料金 ¥ 3,620
消費税 ¥ 362 > 合計額 ¥ 3,982

※ 消費税は、ひかり電話消費税と合算されているため、インターネットの消費税のみNTTに確認しております。

¥ 3,982

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-7974-3713	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 6月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4910-1202-54899)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-7974-3713				
◇NTT西日本ご利用分	8,619	4,500	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 5月 1日~ 5月31日	合算
		880	光もももっと割 5月 1日~ 5月31日	合算
			経過後、割引額は980円。	
		1,300	ひかり電話オフィスタイプ (基本料) 5月 1日~ 5月31日	合算
		1,000	ひかり電話対応機器使用料 5月 1日~ 5月31日	合算
		100	追加番号使用料 5月 1日~ 5月31日	合算
		574	ひかり電話 (通話料) 5月 1日~ 5月31日	合算
		1,258	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 5月 1日~ 5月31日	合算
		10	ひかり電話 (IP電話への通話料) 5月 1日~ 5月31日	合算
		4	ユニバーサルサービス料 5月 1日~ 5月31日 2番号分	合算
		783	消費税等相当額 (合計) 合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	8,619	8,619	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	891	891	OCN光WJネットフレッツ利用料等 * [REDACTED]	非対象等
			NTTコミュニケーションズご利用分。	
◇合計	9,510	9,510	合計	
<NTTファイナンスからのお知らせ> ○上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。				

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)

※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)

※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)

※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

M20021211002 09600 09574 00

インターネット料金 (5月分)

使用料金 7 3,620

消費税 7 362

5/1 ~ 5/28 (3,982 × 28/31 = 3,596)

合計額 7 3,596

お客様ご請求番号 BILLING NUMBER	00-7974-3713	請求年月 MONTH OF ISSUE	2020年 7月ご請求分
----------------------------	--------------	------------------------	--------------

ご請求内訳 (お客様番号 4910-1202-54899)

内訳項目 CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	金額 (円)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆00-7974-3713				
◇NTT西日本ご利用分				
	10,153	4,500	フレッツ 光ネクスト M 単利用料 6月 1日~ 6月30日	合算
		880	光ネット6ヶ月割 過後、割引額は980円。	
		1,300	ひかり電話オフィスタイク (基本料) 6月 1日~ 6月30日	合算
		1,000	ひかり電話新設機器使用料 6月 1日~ 6月30日	合算
		100	追加番号使用料 6月 1日~ 6月30日	合算
		216	ひかり電話 (通話料) 6月 1日~ 6月30日	合算
		600	ひかり電話 (携帯電話等への通話料) 6月 1日~ 6月30日	合算
		2,390	電報料	合算
		4	ユニバーサルサービス料 6月 1日~ 6月30日 2番号分	合算
		923	消費税等相当額 (合計)	
		684	(内訳) 消費税等相当額 (合算分)	
		239	(内訳) 消費税等相当額 (個別分) 個別表示の1件毎の金額×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	10,153	10,153	(小計)	
◇NTTファイナンスご利用分	891	891	◇NTTウェブナビ利用料 NTTコミュニケーションズご利用分。	非別算
◇合計	11,044	11,044	合計	

NTT西日本からのお知らせ

※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)

※障害は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)

※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)

※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

M20021211002 09829 09780 00

インターネット料金 (6月分)

使用料金 ¥ 3,620

消費税 ¥ 362

> 合計額 ¥ 3,982

6/8 ~ 6/24 (3,982 x 17/30 = 2,256)

¥ 2,256

PPC用紙(コピー用紙)

ダイレックス糸満店
 沖縄県糸満市
 宇潮平611番地7
 TEL.098-992-3175
 担当: [] が承りました。
 2020年 05月 03日 (日) 20:28TM

PPC用紙B5 500枚 ¥288 (税込)
 PPC用紙B5 500枚 ¥288 (税込)
 PPC用紙B5 500枚 ¥288 (税込)

税込小計 3品 ¥864
合計 ¥864
 内消費税 (10%対象) ¥78 税 ¥78
 お預り ¥1,000
お金のわり ¥136
 7149-02-8416-74446800 (01)

暮らしの心をむ・す・ぶ！
 朝9時から夜11時まで営業
 目指せ！地域一番特価！

ポイント対象額 ¥786
 今回発生ポイント 0P
 今回発生ポイント内訳
 単品ポイント合計 0P
 全品ポイント合計 0P
 (計算対象額 ¥786)

ダイレックス×サントリー共同企画

その場で抽選!!

全品・サントリーチューハイ
100円引き
 クーポン

総計 **25,000** 名様に
クーポン当たる!

締切 2020年 5/24(日)

スマホで読み取って
 今すぐ使える!



上原正次
 政務活動事務所 様
領 収 証

¥864-

但し 10%対象額 (内消費税 ¥78) お買上日: 2020年05月03日(日) 作成場所

担当者: [] 7149-02-8416-74446800 (01)
 (この領収証は、感熱紙を使用しております。保管には十分注意してください。)
 上記正に領収致しました。
ダイレックス 株式会社
 本社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
 お買上店舗 ダイレックス糸満店
 TEL.098-992-3175

政務活動事務所と後援会事務所を
 兼用している為、1/2充当。

発行日: 2020年05月11日

領収書

上原正次 政務活動事務所

代表

管理No. 0581-409-0000921

伝票No. 0581-409-018257

¥9,449 (内消費税 ¥859)

但し

代として。

支払内訳
現金

¥9,449

10%対象

¥9,449 (内消費税

¥859)

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済



4190349017	IC6CL80L	80
印紙税	1: 10	¥7,330
4190351010	ICBK80L	80
印紙税	1: 10	¥1,260

〒 蕨見城店

E70Yン複合機を7代

事務所E70-機が不調の際
に、併用して使用しました。

政務活動事務所と
後援会事務所を兼用
しているため、1/2相当。

74,724

お買上明細書

発行日 2020年05月22日(金) 14:10
 店: 00523 しおぎシティ
 電話 098-992-8800
 担当者: XXXXXXXXXX
 No. 00523-301-037447 POS: 301
 取引種別: 持帰

BUFFALO
 (USBフラッシュ
 ドライブ)

パソコン関連 BUFFALO RUF3-WB8G-BK 4981254005026	1	¥850
パソコンサプライ品 三菱ケミカルメディア PR80FD1053- 4991348058978	1	¥324
合計金額		¥1,174
(10%対象)		¥1,174
(10%対象消費税)		¥106
現金額収額		¥1,174
お預り		¥10,000
お釣り		¥8,826

* 事務所作成
データの保存
に使用。

今回ポイント XXXXXXXXXX
 このポイントはエディオンカード・
 IDカード会員様のみ有効です。

利用可能ポイント

.....
 予定ポイント数 XXXXXXXXXX
 2021/03/31まで
 2022/03/31まで
 2023/03/31まで

年度別ポイントを更新するのに
 多少の時間がかかります。

商品の返品・交換につきましては
 必ずこのレシートをお持ち下さい。
 お持ちでないと対応致しかねます。

上記「お買上明細書」の金額はお買
 上金額を表示するもので、領収金額
 とは異なる場合がございます。



EDION

エディオン



2020年05月22日

領収証
 様
 工原アイビ

金額 ¥1,174-
 但し 消費税等106円含んであります
 10%対象消費税 ¥106

株式会社サントリー
 (作成地)
 沖縄県宜野湾市大山7-2-10

10%対象
 10%対象消費税
 ¥1,174
 ¥106

金額	内訳
1,174	現金
0	クレジット
0	ギフト券等
0	ポイント
0	振込

発行店 No.301037447
 しおぎシティ
 電話番号 098-992-8800

政務活動事務所と後援会事務所を
 兼用している為、1/2充当。

¥ 425

請求書

請求先 (発行先コード: 36586) 〒901-0306 沖縄県糸満市西崎町3-157 メゾンひとし102号 TEL: 098-995-3512 上原まさじ政治活動事務所 御中	請求元 〒900-0006 沖縄県那覇市 おもろまち1丁目3番12号 TEL: 098-951-1770 沖縄ゼロックス株式会社	請求書発行日 2020年7月3日(金) 請求書番号 000090305 締日 2020年6月30日(火) 支払期限
--	--	--


平素は格別のお引立てを賜り、誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。

請求金額	82,282 円
-------------	-----------------

件名: 2020/04/01~2020/06/30

※BtoBプラットフォーム 請求書では、請求書発行者のID及び履歴情報保管により、信頼性が担保されています。

前回請求金額	入金額	調整金額	繰越金額	今回請求金額 (税抜)	今回消費税額	今回請求金額 (税込)
				74,802	7,480	82,282

支払方法	銀行振込
振込先	(0187)琉球銀行 [] (0188)沖縄銀行 [] (0596)沖縄海邦銀行 []
備考	お支払い予定日の07月31日までに御入金下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">  ご利用明細 いつもご利用いただきありがとうございます ただいまのご利用の明細は下記のとおりでございます。どうぞお確かめのうえ大切に持ち帰りください。なお、裏面もあわせてご覧ください。 </div>

年	月	日	取扱店番号	機械・処理番号	銀行番号
02	07	21	607100390	0187	
店番号	口座番号				
090607	0006***	00001			
お取引内容	お取引金額				
お振込	¥114,626				
お取引時刻	お取引後残高				
19:01	[]				
琉球銀行					
受取人 オキナワセ ロックス.カ 様					
依頼人 ウェハラ マサジ 様					
振込日 02-07-21					
振込金額 ¥114,461					
振込手数料 ¥165					
0721106					

(2020年4月~6月 3ヵ月まとめて請求)

< 2019年10月~2020年6月分まとめて支払った明細

(5/29~6/17 選挙期間を除く)

$82,282 \times 75/92 = 67,077$

政務活動事務所と後援会事務所を兼用しているため、1/2充当

¥ 33,538

印税別納付につき那覇
税務署承認済

〒901-0306
 沖縄県糸満市西崎町3-157
 メゾンひとし102

上原まさじ政治活動事務所 御中

〒541-0052
 大阪市中央区安土町2丁目3-13
 大阪国際ビルディング
 シヤープファイナンス株式会社
 事務センター
 電話06-4964-6307



いつも弊社をご利用頂き誠にありがとうございます。
 さて、ご照会頂きました内容は下記の通りです。
 ご査収のほど、よろしくお願いたします。

支 払 証 明 書

ご契約者名	上原まさじ政治活動事務所
ご契約番号	██████████
ご契約年月日	2016年9月15日
リース物件	デジタルカラー複合機
ご契約金額	615,600 円
支払証明期間	2020年4月3日 ~ 2020年6月3日
お支払い金額	30,780 円 (10,260 円 × 3 回)
お取扱店名	沖縄ゼロックス 株式会社 北部支店

以上

デジタルカラー複合機 リース料金
 (4月~6月分)

(5/29 ~ 6/1 選挙期間を除く。
 $30,780 \times 72 / 92 = 24,088$)

政務活動事務所と後援会事務所を兼用している為、1/2充当。

7 / 12,044

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	雇用職員 給与(4月~5月分)	200,000	75/100	150,000
	雇用職員 給与(6月分)6/1~6/24まで	100,000	その他	60,000
人件費 充当合計				210,000

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]

(令和2年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
5月6日	100,000	0	0	100,000	●	充当額75,000
6月5日	100,000	0	0	100,000	●	充当額75,000
7月6日	100,000	0	0	100,000	●	充当額60,000
合計	300,000			300,000		充当額210,000

※後援会の備品整理や接客・電話対応をすることがあるので75/100充当。
 4月~5月 100,000 × 75/100 = 75,000
 6月 6/1~6/24 (100,000 × 75/100 = 75,000)
 75,000 × 24/30 = 60,000

令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 上原 正次

被雇用職員名	[REDACTED]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

上原正次



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 上原 正次 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集（新聞、雑誌、書籍、資料、インターネット等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡、調整 等 	15%
	研修に係るもの		
	広聴広報に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報誌の記事作成、印刷業者との調整 ・ 広報誌の配布、郵送 等 	15%
	要請陳情等に係るもの		
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種会議、住民相談会の準備、運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等 	20%
	資料作成に係るもの		
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話、来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 ・ 事務所の整理整頓 	25%
小計		75%	
政務活動以外の活動に係る職務	後援会の備品管理 接客・電話対応	25%	

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 上原 正次



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名 	生年月日
住 所 	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和元年9月1日 ~ 令和2年7月31日
主な就業場所	糸満市西崎町 沖縄県議会議員 上原正次政治活動事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成等、 後援会の備品管理や接客・電話対応
就業時間	午前9時から午後17時まで (休憩時間12時~13時)
休 日	土日祝日、年末年始、盆休
給与(賃金)	月給 100,000円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和元年 9月 1日

雇用者 氏名 上原 正次



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

